

異議申出手続きについて

異議申出ができる者

1. 申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人
2. 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

異議申出の期間

異議申出を行う認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例についての公告において規定する異議申出の期間

異議申出手続きに必要な書類

- (1) 異議申出書 ※様式2
- (2) 添付書類（申出人によって添付書類が違います。次の表を参照してください。）

登記関係者等の別	登記関係者等である旨	申出書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
上記以外の所有権を有することを疎明する者	所有権を有することを疎明するに足りる資料	